

刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた速やかな議論を求める意見書

「再審」とは間違っただけの有罪判決を受けた冤罪被害者救済のために裁判のやり直しを求める事ができる最後の措置であります。冤罪の発生が起きないことが司法の理想とする姿であるものの冤罪の発生を完全に払拭することは困難を極めます。

そのため我が国では刑事訴訟法に再審規定が設けられています。しかし現実では再審への道のりは遠く、袴田事件を始め再審無罪を勝ち取った事件であっても再審が開かれるまで 50 年以上の時を費やしています。

なぜ再審規定が設けられているのにも関わらず再審の門戸は固く重たいのかその理由として三点の問題が指摘できます。

一つ目の原因として、検察側が保有する証拠について弁護側の求めに応じその証拠を開示する所謂、全面証拠開示を求める詳細な規定が存在していないことがあります。

また二つ目として、再審格差と言われる再審についての裁判所ごとの取り扱いの格差があります。これは再審手続きの審理のあり方が裁判所に広範な形で委ねられており、そのため裁判所ごとに再審審理の優先順位等で格差が生じていることが原因であり、これについても刑事訴訟法再審規定の見直しが必要であると考えられます。

三つ目として、検察側の不服申し立てです。裁判の抗告に対して検察が不服申し立てを行うことも審理が長期化する原因となっていると考えられます。検察側の主張は改めて再審公判の中で述べられるべきと考えます。

地域住民の基本的な人権を守り、公正な裁判制度実現のためにも国にたいして刑事訴訟法再審規定の改正のための速やかな議論を行うよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 月 日

近江八幡市議会議長

衆議院議長	額賀	福志郎	}	宛
参議院議長	関口	昌一		
内閣総理大臣	石破	茂		
法務大臣	鈴木	馨祐		